

生徒心得

- 正義を愛し、誇りと自律心をもって行動するように心がける。
- 常に目標を確かめつつ、自己実現のため、熱意をもって一日一日を、大切に過ごすように努める。
- 集団生活の向上をめざすことが人の道である。相手を思いやり、自己のもてるものを人のために、役立てることができる人間になれるように努める。

生活に関すること

1 校内生活について

- (1) 登校後は無断で校外に出ない。必要のあるときは、学級担任の許可を受け、外出許可証を携帯する。
- (2) 下校時刻（16：50）以後は、部活動等必要な場合以外は学校に居残らない。
- (3) 無断で欠席、欠課、遅刻、早退をしない。やむを得ない場合は定められた手続きをとる。
- (4) 予習・復習につとめ、授業に真剣に臨む。教科書を学校に放置したり、人から借りたりしない。
- (5) 考査は公明正大な態度で臨む。考査中は筆記用具以外は定められた場所におく。
- (6) 部活動に積極的に参加し、自己の能力の伸長を図る。
- (7) 校舎校具等の使用の際、あやまって破損した場合は、直ちに学級担任又は顧問、事務室に申し出て指示に従う。

- (8) 携帯電話やスマートフォンなどの情報端末機については届出制とし、校内への持ち込みを許可する。原則として校内での使用を禁止する。
- (9) 下記の活動をするときは、学級担任又は部顧問等を通して、学校長の許可を受ける。
 - ① 学校内で集会をするとき。
 - ② 本校生徒以外の者と校内で会合し、又は競技等を行うとき。
 - ③ 学校内でポスター、ピラ等を掲示配布するとき、金銭を集めるとき又は諸種の刊行物、切符等を売ったり、あっせんする必要のあるとき。
- (10) 学校納金は、定められた日までに納入する。期日内の納入が困難な場合は定められた手続きをとる。

2 校外生活について

- (1) 外出の際は、制服又は高校生らしい服装とする。
夜間（日没後）の外出及び外泊はしない。やむを得ない場合は保護者同伴で外出する。
- (2) 映画は許可された映画だけとする。
- (3) カラオケは、高校生入場許可店舗に限る。
(在室を19時までとする)
- (4) ゲームセンター、ゲームコーナー、その他の遊技場（ビリヤード、コインゲーム、ダーツ、ガンコーナーなど）への入場は禁止する。
- (5) マンガ喫茶、インターネットカフェへの入場は禁止する。

- (6) 下記については学級担任へ届け出る。
- ① 校外の諸団体への加入や諸集会への参加。
 - ② 住居・下宿等の変更。
- (7) 下記については、保護者連署で学級担任・係職員を通して、学校長へ届け出る。
- ① 旅行・登山・キャンプ
 - ② テレビ、雑誌等出演
 - ③ アルバイトは届出制とし、条件を満たした生徒は可。
 - ④ 単車免許取得及び通学は原則として禁止されているが、最寄りの駅やバス停までに通学上、支障になる問題がある場合は特別に審議する。
 - ⑤ 自転車通学（2 km以上）
 - ⑥ 身分証明書（生徒手帳）再発行
 - ⑦ インターンシップ、ボランティア等への参加。
- (8) 飲酒、喫煙、薬物吸引その他当然禁止されていることは絶対にしてはならない。（ノンアルコール飲料、電子タバコも含む）
- (9) 正しい交通マナーを身につけ、自己の安全をはかり、他人に迷惑をかけないようにする。
- (10) 事故（被害・加害）が起きた場合や補導された場合は、直ちに保護者及び担任に連絡する。

服装に関する規定

本校は、普通科・商業科・情報処理科・体育科の4学科で構成され、進路目標も様々である。就職・進学の際、すべての生徒が目標達成する為に、服装に関する規定には厳しい基準を設けている。

1 制服

- (1) 学校指定の制服とする。
- (2) 制服は絶対に改造しない。
- (3) スカートの長さは、膝が隠れる程度とする。
スラックスは、裾を踏まない長さとする。
- (4) 男子は校章入りのタイピン・組章、女子は校章・組章を必ずつける。

2 靴

- (1) 通学用靴は白の紐付き運動靴または指定の黒色革靴とする。ヒールの高い革靴やハイカットシューズは禁止する。
- (2) 体育用の靴は別に定める。

3 靴下

○男子

白色無地のもの（くるぶしが完全に覆われているものとする）。

○女子

夏…白色無地のソックス（くるぶしが完全に覆われているものとする）。

冬…白色無地のソックス又は黒のタイツ

4 頭髪

（頭髪に関する自主規制）平成3年9月改正
生徒会風紀部会で審議し、生徒総会において生

徒の総意にもとづき次のように決定した。

原則<本校生徒にふさわしいもの>

男子の頭髪について

- (1) 自然な状態（分けたり，上げたりしない）で耳，眉，肩，襟にかからない。
- (2) オールバック・パーマ・ツープロック・アシメトリー等の奇抜な髪型や流行カット（マッシュルームカット等）・脱色・染色などは認めない。
- (3) 整髪料は使用しないこと。

女子の頭髪について

- (1) ネックポイントを越える長さのものは結ぶ。
おだんごヘアは禁止する。
（ゴムの色は，黒・紺・茶色に限り，幅1.5cm以下とする。）
- (2) パーマをかけたり，カールや編み込みを施したり，及び極端な段カットや染髪は禁ずる。
- (3) 前髪は眉を越えない。触角ヘアは禁止する。
- (4) 整髪料は使用しないこと。

5 その他

- (1) 手袋は，完全冬服への移行日から3月31日まで登下校時の着用を認め，脱靴場で脱ぐ。色は，黒・紺・茶・灰・白のいずれかとする。
- (2) コート（学校指定のもの）は，完全冬服への移行日から3月31日まで登下校時の着用を認め，脱靴場で脱ぐ。
セーター（学校指定のもの）は，完全冬服への移行日から3月31日まで着用を認める。着用には，袖口・腰からはみ出さないこと。

- (3) マフラー・ネックウォーマーは、完全冬服移行日から3月31日まで登下校時の着用を認め、脱靴場で脱ぐ。色は、黒・紺・茶・灰・白の無地（単色）とする。
- (4) カバンは本校指定のものとし、不用の装飾をしない。また、補助バッグはショルダー式またはリュック式のものとする。
- (5) 校内（屋内）では本校指定のスリッパを使用すること。
- (6) ベルトは黒とし、幅の極太・極細はさける。
- (7) ヘアピンの色は黒・紺色とし、その幅は1cm以内とする。
- (8) 正当な理由で規定の服装を着用できないときは、生徒手帳に異装許可の証明を受ける。
- (9) ひざ掛けの使用は届け出制とする。ただし検査時の使用は禁止する。
- (10) 所持品には全て記名し、紛失又は拾得物は教師か週番に届け出る。

男子

- 頭髪
1. 前髪の長さ：前髪が眉にかからない。
 2. 横髪は耳にかからない。
 3. 後髪は襟の肩にかからない。
 4. 顔を剃り込んだり、毛を抜いたりしない。染色等加工しない。
- 眉：剃ったり、抜いたりしない。
- 耳：ピアス、イヤリングはしない。

ネクタイピン
(校章入り)

組章は夏服、中間服は左ポケットの1/3内側につける。

- 制服
1. 絶対に改造はしない。(上衣、ズボン)
 2. 改造の必要がある時は、事前に許可を得る。

- ベルト
1. 黒で極太極細でないもの。
 2. 模様、飾物つき、金属製はしない。

時計：バンドが派手にならないこと。

ズボン：指定店以外では購入しない。

- カバン
1. 指定のもの以外を使用する場合は事前に検査を受け許可を得る。
 2. シールやワッペン、落書きをしない。いろんなものをぶらさげない。

スリッパの記名(例)



靴下：白地無地のもの(くるぶしが完全に覆われる)。小さなワッペン・インクは認める。

靴：指定の革靴あるいは白を基調とした紐付き運動靴
※革靴・運動靴どちらでもよい。

※持ち物には必ず記名する。

女子

髪

- 前髪の長さ：前髪が眉をこええない。触角ヘアは禁止。
- 後髪の長さ：ネックポイントまで。長さのものはくくる。リボンは幅1.5cm以下で黒・紺・茶色に限る。
- パーマ・カール・染める等加工しない。自然のカールのある人は、長さ、形を工夫して目立たないようにする。
- 段カットをしない。スプレー等を使用しない。
- ヘアピン：黒・紺の小さいもの。

眉：剃ったり、抜いたりしない。

耳：ピアス、イヤリングはしない。

制服

- 絶対に改造はしない。
- 改造の必要がある時は事前に許可を得る。

カバン

- 指定のもの
- シールやワッペン、落書きをしない。もろいものをぶらさない。

スカート：裾程の長さより長くしたり、短くしたりしない。

靴下

- 黒のタイツ又は白地の無地ソックス（くるぶしが完全に覆われる）。小さなワッペンポイントは認める。ルーズソックスは禁止。黒の靴下カバーは認める。

靴：指定の革靴あるいは白を基調とした紐付き運動靴

※革靴・運動靴どちらでもよい。

スリッパの記名（例）

組章・校章

時計：バンドが派手にならないこと。

爪：爪の先をとがらせたり、伸ばしたり、マニキュアをしたりしない。

校章：襟角から水平に3cm離す。

組章：校章の下襟から3cm離す。

中間服・夏服は組章をポケットの中央につける。

※スラックス着用時はネクタイの着用を認める。

※持ち物には必ず記名する。

通学に関する規定

1 自転車通学について

(1) 自転車通学は、下記の条件に該当し、所定の手続きが完了した生徒に許可する。

- ① 自宅からの通学距離が学校まで片道2km以上の者（詳細はP18参照）
- ② 部活動に所属する者で、顧問の許可を得た者

ただし、部活動練習の大半を、第2グラウンドや学校外の施設で行う部活動に限る。

(2) 使用する自転車は、次の規定による。

- ① 折りたたみ自転車、マウンテンバイク等は認めない。
- ② ハンドルの型は標準タイプのものとする。イーグルハンドルやドロップハンドル、および極端に変形した安全運転上危険と考えられる型は認めない。
- ③ 前カゴ・荷台は必ず設置する。なお、ともに金属製のものとする。
- ④ 雨カッパを必ず購入し、雨天時の際は必ず着用する。

※傘さし運転は、道路交通法違反であり厳禁。

- ⑤ 安全運転上必要な装備（ライト、ブレーキ、2重ロック（本体の鍵とワイヤー錠））が整えられているとともに、防犯登録をしている自転車とする。
- ⑥ 電動アシスト自転車は、上記の①～⑤の規定を満たす場合のみ許可する。

⑦ スタンドは両足スタンドとする。

⑧ 通学用ヘルメットを購入し、必ず着用すること。

(3) 自転車は、指定された駐輪場に整然と、他の利用者のことを考えて置く。

※校内では必ず降車すること。

(4) 交通法規及び交通ルールを遵守し、常に他の通行者に注意を払う（マナーを守る）。

(5) 下記に該当する場合は、自転車通学許可を取り消す。

① 法律や校則を遵守できない者

② マナーを守れず再三指導を受ける者

③ (1)の②に該当する者で、部活動を退部又は引退した者

(6) その他

① 長距離の自転車通学は、交通事故に遭う確率が高くなるので、許可しない場合もある。体力面や精神面、その他の危険性も考慮して、他の交通機関を利用する。

② P T A 連 合 会 総 合 保 障 制 度、 も し く は 他 の 自 転 車 保 険 に 必 ず 加 入 し て い る こ と。

(7) 自転車通学許可の手続き

① 自転車通学の許可を希望する生徒は、「自転車通学許可願」に必要事項を記入して担任へ提出する。

② 担任の指示に従って自転車で登校し、指示された日に車体検査を受ける。

③ 上記(6)の②の保険に加入し、車体検査に合格した自転車のみ、許可を与える。検査に合

格しない自転車での登下校は校則違反である。

④ 許可車両には、許可証のステッカーを貼る。

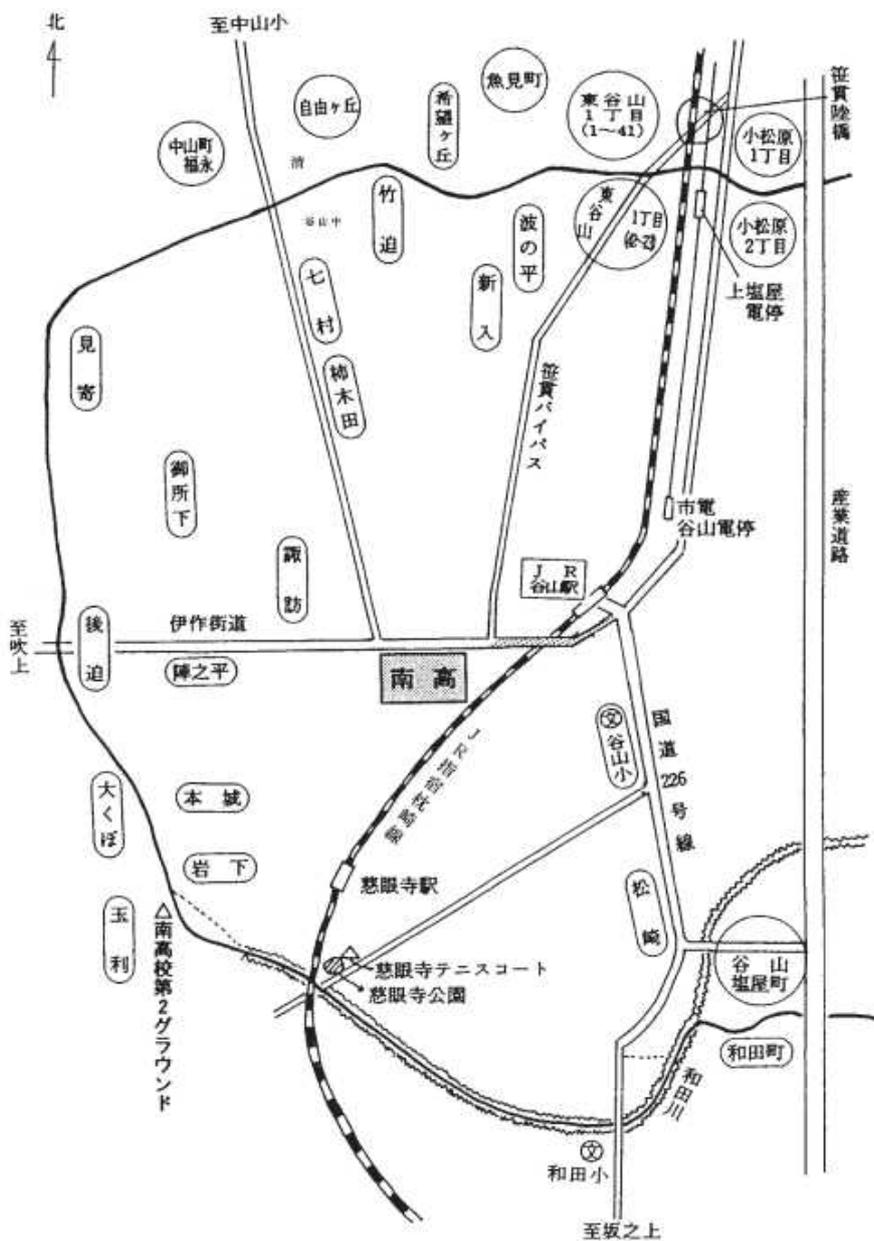
⑤ ステッカーの代金については、学級費より徴収する。

2 バス・列車、電車通学について（一般的な注意事項）

- (1) 遅刻しないように時刻表を調べ、時間に余裕を持って登校する。土曜日や日曜日、祝日に登校する場合は特に気をつける。
- (2) 乗車中は、他の利用者を常に意識し、静粛に秩序正しく行動する。座席に荷物を置いて独占したり、車両を汚したり、迷惑行為をしてはならない。
- (3) 乗車したら、入口付近に立たずに中へ詰める。他の利用者の乗降の支障になってはならない。
- (4) 座席は、優先席に限らず、年配者や妊婦、肢体不自由者へ譲る。
- (5) 通学定期券は、定められた使用期間・使用区間で正しく使用する。不正使用は違法行為である。
- (6) JRや市電の線路内に立ち入り、線路に沿って進行してはならない。公共交通機関の運行を妨げた場合、高額の賠償金を支払うことになる。

自転車通学を許可されない範囲

(高校から2km以内の範囲)



生徒会申し合わせ

私たちが校則を守り、生徒会の決定等に従わなければならないことはいうまでもないが、同時に学園の建設と校風の樹立には、私たちの自主的・積極的な学習や行動が、重要な役割をになっている。私たちは自分の役割と責任の大きさを自覚し、ここに私たちの心得を申し合わせ、共同の責任をわかち合うことを決意する。

- 1 常に本校生徒としての自覚をもち、責任ある言動を心掛ける。
- 2 言葉づかいなど礼儀を重んじ、明るく爽やかに挨拶を交わす。登下校の際、校門では立ち止まり礼をする。
- 3 常に勉学に励み学力の向上をはかる。
 - (1) 始業10分前までに登校する。
 - (2) 始業2分前に着席し、授業中は真剣な態度で学習する。
 - (3) 学用品など忘れないように注意し、許可された物以外は学校に置いて帰らない。
- 4 校舎内では努めて静かにする。
- 5 自ら進んで美化に努める。
- 6 友達との交際は高校生の本分をわきまえ、お互いの人格を尊重し、互いの向上につながるものとする。
- 7 生徒総会など諸会合においては、速やかに、かつ静かに集合し姿勢を正し、不謹慎な言動を慎み、真剣に討議する。

8 地域社会の一員としての自覚をもち、奉仕活動等に積極的に参加する。

令和元年5月27日改正